# 事後評価シート

【評価年月】 平成17年 4月

【主管課·室】 総合環境政策局環境影響評価課

【評価責任者】 環境影響評価課長 梶原 成元

### 施策名、施策の概要及び予算額

施	策	名	- 5 - (1)環境影響評価制度の運営及び充実
施	策	9	規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業について、環境
概	-,-		影響評価法等に基づく環境影響評価が適切に実施されるよう、情報提供の推
			進や技術手法の開発等制度の充実を図るとともに、個別の案件について審査
			を行い、環境大臣意見の提出等を行う。
予	算	額	249,871 千円

## 目標・指標、及び目標の達成状況

目標	環境影響評価制度の充実と適正な審査を通じて、環境影響評価対象事業に				
	おいて環境保全上の適切な配慮を確保する。				
参 考 指 標 H14年度 H15年度 H					
環境影響評価法による手続開始案件数(累積) 131 144 152					
(うち当初か	(うち当初から法による手続開始案件数)(累積) (81) (94) (102)				
達成状況	環境影響評価法に基づき手続	続を開始したもの	のは16年度末の	時点で152件(う	
	ち手続完了80件)あり、うち手続当初から同法に基づき手続を開始し				
	のは102件(うち手続完了35件)。				

下位目標1	必要な事業について事業者によって適切な手法により環境影響評価が行わ			
	れ、事業に反映されること。			
達成状況	環境影響評価の技術手法については、最新の科学的知見に基づき、分野別			
2.50 17.00	に整理・検討を実施した。また、事後調査を解析することにより、事後調			
	査の実施方法等について検討し、情報提供を行っている。さらに、これら			
	の成果等を踏まえ、環境影響評価手続における環境影響評価項目及び手法			
	の選定、環境保全措置等についての考え方を定めた基本的事項を改正した。			

下位目標2	予測の不確実性が補われ、得られた情報が事業に反映されること。			
達成状況	平成 9年度より予測の不確実性を補うための事後調査についての情報収集			
	を行うとともに、適切な事後調査等の実施方法等について検討及び情報提			
	供を実施した。			
	平成12年度以降、諫早湾緊急調査を実施するなど、諫早干拓等の手続を			
	了した案件に関するその後の状況のフォローアップに一定の成果があっ			
	た。平成16年度には、中部国際空港建設事業、神戸空港建設事業及び関西			
	国際空港第2期事業に係るレビューについて、環境省の見解を公表した。			

下位目標3	国民に環境影響評価制度が理解され、適切な意見が提出され、適切に事業
	に反映されること。
達成状況	平成10年度より情報提供の場としてホームページを開設し、環境アセスメ
	ントに関する情報提供を行っている。平成16年度には、約150万件のアク
	セスがあった。

下位目標4	4 国及び地方公共団体によって適切な審査が行われ、適切に事業に反映され					
ること。						
	参 考 指 標	H14年度	H15年度	H16年度		
環境影響	評価法施行以降、環境大臣意	65	71	81		
見を述べた	案件数(累積)					

達成状況 環境影響評価法の施行以降、16年度末の時点で環境大臣宛てに環境影響評価書(発電所については環境影響評価準備書)の送付があった81案件の全てに対し、現地調査等を通じて環境保全の見地から審査を行い、環境大臣が意見を述べた。当該意見の趣旨は対象事業の所管大臣意見に反映された。

下位目標5	環境影響評価制度全体が適切に運営され、効率的に環境影響評価制度の効			
	果が発揮されること。			
達成状況	環境影響評価法に基づき手続を完了したものは80件あり、そのうち手続当			
	初から同法に基づき手続を開始したものは35件である。			
	また、行政手続オンライン化法及びe-文書法の施行により、環境影響評価			
	書等のオンラインによる縦覧が可能となった。			

#### 評価、及び今後の課題

#### 【必要性】(公益性、官民の役割分担等)

環境影響評価制度は、事業者がその事業の実施に当たり、あらかじめその 事業による環境への影響について国民、地方公共団体、国等の意見を聞き、 自ら適正に調査、予測、評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を 検討することなどにより、その事業計画を環境保全上より望ましいものと する仕組みであり、環境保全上必要不可欠な制度である。

#### 評価

#### 【有効性】(達成された効果等)

環境影響評価対象となっている事業を環境保全上より望ましいものとするため、国民の意見、都道府県知事の意見、環境大臣の意見及び許認可等大臣の意見に対応して環境影響評価書等を補正する等の取組を行っており、この制度によって対象事業や、地域の特性に合わせた適正な配慮が図られた環境影響評価が可能であり、有効性は高い。また、平成17年 3月の基本的事項の改正により、より対象事業の内容や地域の特性にあった環境影響評価が行いやすい有効な制度となった。

#### 【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)

本制度の存在により、事業者が事業実施前から環境に配慮することから、 事業実施後に環境への負荷を低減する取組をする場合に比べて、より少な い費用でより大きな効果を上げることが期待できる。

#### <目標に対する総合的な評価>

環境影響評価対象事業については、事業者が環境影響評価法に基づいて手続を実施しているが、環境省では、最新の知見を踏まえ、内容を十分に検討した上で環境大臣意見を述べており、これらを踏まえ事業者において環境影響評価書の補正がなされ、環境保全への適切な配慮の確保が図られている。

しかし、生態系の定量的評価手法等環境影響評価を行うための技術的手法 が確立されていないものがある。また、開発された技術手法、環境保全措 置に関する技術情報、過去の評価書等が、事業者等関係する主体により十 分に活用されているとは言い難くこれらの情報の充実が必要である。さら に、一般的には、環境影響評価制度への理解は進んだものの、住民・専門 家等外部の意見を踏まえ、環境影響評価の方法を絞り込む手続の活用(ス コーピング)、環境影響評価手続を通じた関係主体間のコミュニケーショ ンについてはまだ十分とは言えない。また、事後評価やレビューについて の理解、これらに基づく予測手法や対策技術の評価結果の情報提供は十分

	とは言えない。
	手続を完了した案件についても、事業の実施が環境影響評価の成果を踏ま
	え適切に行われているか注意を払っていく必要があり、特に重要な案件に
	ついては、調査を行い、意見を述べるなどの対応が必要になってくる。
	地域や事業の特性に応じた環境アセスメントが実施され、事業を環境保全
	の観点からより良いものにしていくために、以下の取組を進めていく必要
	がある。
今後の課題	・より正確な環境影響評価を行うため、生態系分野の定量的評価手法の確立
	を始めとした技術評価手法の開発及びその情報提供。
	・技術手法のレビューの促進。
	・環境影響評価制度が理解され、必要な意見が提出されるために、普及啓発
	とともに、各主体間のコミュニケーションを進めるための手法の開発、情
	報提供の推進。
	・適切な環境保全措置についての情報提供の促進。
	・アセス結果に基づき環境保全の適正な配慮が事業者等によりなされたかど
	うかの十分な調査。

## 政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	住民・専門家等外部の意見を踏まえ、環境影響評価の方法を絞り込む
	手続(スコーピング)の活用、環境影響評価手続を通じた各主体間の
	コミュニケーションの促進、技術の情報提供及び生態系への環境配慮
	の定量的な把握など、政策や事業に関してはさらなる充実が必要。

!	特記事項				
ſ					
L					

## 【別紙】

# 事務事業シート

施策名	- 5 - (1) 環境影響評価制度	度の運営及び充実
施策共通の主な	・環境影響評価法	
政策手段等	・環境影響評価実施促進経費	
事務事業名(関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
環境影響評価制度の	・公告縦覧等住民への周知方法	
運営	や説明会の運営方法等の制度	
(下位目標5)	の実施状況を把握、条例・要	
	綱の手続きとの調整等。必要	
	があれば制度的な見直しの実	
	施。	
情報の整備・提供の	・情報提供の場としてホームペ	・環境影響評価情報支援ネット
推進	ージを開設し、環境アセスメ	ワーク事業
(下位目標1~3)	ントに関する情報をインター	(49百万円)
	ネットにより提供。	
住民意見形成の促進	・インターネットを使って手続	・環境影響評価制度充実推進費
(下位目標3)	状況に関する情報をリアルタ	(88百万円)
	イムで提供するなどの支援。	
	・わかりやすい方法書の良好事	
	例の作成。	
技術手法の向上	・環境影響評価の技術手法につ	・環境影響評価技術調査費
(下位目標1、2)	いて、最新の科学的知見に基	(53百万円)
	づき、分野別に整理・検討し、	
	技術ガイドとして事業者等に	
	提供。	
	・生態系の定量的評価手法の確	
	立に向け、検討	
	・環境保全措置について、事例	
	の整理及び情報管理手法の検	
	討。	

環境影響評価の適正	・現地調査等を通じての環境保	・環境影響評価審査実施経費
な審査	全上の審査の実施。	(63百万円)
(下位目標4)		
環境影響評価後のフ	・事後調査についての情報収集	・環境影響評価追跡調査費
オロー	を行うとともに、これを解析	(35百万円)
(下位目標1、2、4)	し、適切な事後調査等の実施	
	方法等について検討し、情報	
	提供。	
	・手続きを完了した案件につい	
	て、事業の進捗状況、事業の	
	実施に伴う新たな環境問題、	
	住民の意見等を把握し、環境	
	影響評価の再実施の必要性等	
	について検討。	

### 【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

	`			
(施策名) -5-(1)環境影響評価制度	単位	現況値	目標値	
の運営及び充実		(時点)	(目標年次)	
(目標)				
(参考指標名)				
環境影響評価法による手続開始案件数(累積)	件	152 ( 102 )	-	
(うち当初から法による手続開始案件数(累積))		(H16年度)	( - )	
参考指標の解説(参考指標の算定方法)				
環境影響評価法に基づき、手続を開始した案件数(累積)。括弧内は、手続当初から				
同法に基づき手続を開始した案件数(累積)。				
評価に用いた資料(インターネットの公開・非	特記事項	Į		
公開の別)	-			

# 【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

環境省資料(公開)

目標値設定の根拠

(施策名) -5-(1)環境影響評価制度	単位	現況値	目標値
の運営及び充実		(時点)	(目標年次)
(下位目標4)			
(参考指標名)環境影響評価法施行以降、			
環境大臣意見を述べた案件数(累積)	件	81	-
		(H16年度)	( - )

### 参考指標の解説(参考指標の算定方法)

環境影響評価法施行以降、環境影響評価法に基づき、現地調査等を通じて環境保全の 見地から審査を行い、環境大臣が意見を述べた案件数(累積)。

評価に用いた資料(インターネットの公開・非	特記事項
公開の別)	-
環境省資料 (公開)	
目標値設定の根拠	
-	